

議案第 5 3 号

京都地方税機構規約の変更について

京都地方税機構規約の変更を次のとおり行う。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の
1 1 の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

向日市長 安 田 守

京都地方税機構規約の一部を改正する規約

京都地方税機構規約（平成21年8月5日総行市第154号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「軽自動車税」を「自動車取得税、自動車税及び軽自動車税」に、「（地方税法）」を「（同法）」に、「軽自動車及び」を「軽自動車又は」に、「限る」を「係るものに限る」に、「データ作成及びこれ」を「受付、税額の算定（軽自動車税に係るものを除く。）、調査及びデータの作成（軽自動車税に係るものに限る。）並びにこれら」に改める。

別表第3項を次のように改める。

3 第4条第2号に掲げる事務に要する経費	(1) 全構成団体に負担を求めべき経費	京都府の負担金	経費の額に京都府における申告書等の処理に要する事務量を京都府及び京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量（以下この項において「全体事務量」という。）で除して得た数を乗じて得た額
		市町村の負担金	経費の額に京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量を全体事務量で除して得た数を乗じて得た額に、当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た

			額
(2) 全	京都府の負担金		京都府事務のみに要する経費の額
構成団	市町村の負担金	基本負担額	市町村事務のみに要する経費の額 (以下この項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
体には		人口割額	市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
負担を		申告書等	市町村負担金額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額
求めるべきでない経費		課税台数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額

別表第4項中「第4条第1号」の次に「及び第2号」を加え、

「同号」を「同条第1号及び第2号」に改める。

別表の備考の3中「経費」の次に「、申告書等の処理に要する事務量」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この規約による変更後の京都地方税機構規約第4条第2号の規定にかかわらず、同号に掲げる広域連合の処理する事務（この規約による変更前の京都地方税機構規約第4条第2号に掲げる事務を除く。）は、同号に掲げる事務の準備行為とする。

3 前項の準備行為に係る経費の支弁の方法については、なお従前の例による。

〈参 考〉

京都地方税機構規約の一部を改正する規約

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(広域連合の処理する事務)	(広域連合の処理する事務)
第4条 略	第4条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（同法 第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（軽自動車税に係るものを除く。）、調査及びデータの作成（軽自動車税に係るものに限る。）並びにこれらに関連する事務	(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき軽自動車税（地方税法第442条第2号に規定する軽自動車及び同条第4号に規定する二輪の小型自動車に限る。以下同じ。）に係る申告書等のデータ作成及びこれらに関連する事務
(3)～(6) 略	(3)～(6) 略

別表（第17条関係）

1及び2 略									
3 第4条第2号に掲げる事務に要する経費	(1) 全構成団体に負担を求めべき経費	京都府の負担金	経費の額に京都府における申告書等の処理に要する事務量を京都府及び京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量（以下この項において「全体事務量」という。）で除して得た数を乗じて得た額						
		市町村の負担金	経費の額に京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量を全体事務量で除して得た数を乗じて得た額に、当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額						
	(2) 全構成団体には負担を求めべきでない経費	<table border="1"> <tr> <td>京都府の負担金</td> <td>京都府事務のみに要する経費の額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>市町村の負担金</td> <td>基本負担額</td> </tr> <tr> <td>人口割額</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> 市町村事務のみに要する経費の額（以下この項において「市町村負担金額」という。）の10分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額 市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口 </td> </tr> </table>	京都府の負担金	京都府事務のみに要する経費の額	<table border="1"> <tr> <td>市町村の負担金</td> <td>基本負担額</td> </tr> <tr> <td>人口割額</td> <td></td> </tr> </table>	市町村の負担金	基本負担額	人口割額	
京都府の負担金	京都府事務のみに要する経費の額								
<table border="1"> <tr> <td>市町村の負担金</td> <td>基本負担額</td> </tr> <tr> <td>人口割額</td> <td></td> </tr> </table>	市町村の負担金	基本負担額	人口割額		市町村事務のみに要する経費の額（以下この項において「市町村負担金額」という。）の10分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額 市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口				
市町村の負担金	基本負担額								
人口割額									

別表（第17条関係）

1及び2 略			
3 第4条第2号に掲げる事務に要する経費	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の10分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	経費の額の10分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		申告書等処理件数割額	経費の額の10分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額
		課税台数割額	経費の額の10分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額

			口で除して得た 数に乗じて得た 額				
		申告書等 処理件数 割額	市町村負担金額 の100分の4 7.5の6分の 5に相当する額 に当該市町村の 申告書等処理件 数に応じた事務 量を京都市を除 く京都府内の市 町村の申告書等 処理件数に応じ た事務量で除し て得た数に乗じ て得た額				
		課税台数 割額	市町村負担金額 の100分の4 7.5の6分の 1に相当する額 に当該市町村の 軽自動車税の課 税台数を京都市 を除く京都府内 の市町村の軽自 動車税の課税台 数で除して得た 数に乗じて得た 額				
4 上記以外の経費	京都府の負担金		経費の額に京都府からの派遣職員数（第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数（同条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。）で除して得た数に乗じて得た額	4 上記以外の経費	京都府の負担金		経費の額に京都府からの派遣職員数（第4条第1号_____に掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数（同号_____に掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。）で除して得た数に乗じて得た額
	市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数（第4条第1号及び第2号に掲げる事務に		市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数（第4条第1号_____に掲げる事務に

		従事する市町村からの派遣職員数を除く。)を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額(以下この項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
	略	略
	略	略
	略	略

1 及び 2 略

3 第3項に規定する経費、申告書等の処理に要する事務量及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法
 その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

		従事する市町村からの派遣職員数を除く。)を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額(以下この項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
	略	略
	略	略
	略	略

1 及び 2 略

3 第3項に規定する経費 _____
 _____及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法
 その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。